

# 市民の皆さまへ

～ 令和2年度 鴻巣市社会福祉協議会『個人会員』募集のお願い ～

## 社会福祉協議会とは？

社会福祉協議会（通称『社協』）は、社会福祉法で位置づけられた「社会福祉法人」で、全国の都道府県と市町村ごとに設置されており、自治会や町内会・老人クラブ・ボランティアなどの地域住民組織と、市役所・民生児童委員協議会連合会・民間の福祉施設など、公私の社会福祉事業関係者等により組織され、地域福祉事業の普及、連絡調整及び事業の企画・実施などを行う公共性・公益性の高い民間の福祉団体です。今後も、鴻巣市社協は、住民の皆さまとともに、より一層地域福祉の充実に努めていきます。



## 社会福祉協議会と会員制度

社協の事業運営は、地域住民の皆さま方の参加と支援により進められておりまして、それに要する経費は、市民の皆さま方からの「会費」や「寄付金」などで賄われております。会員として会費にご協力いただくことで、鴻巣市の地域福祉活動に参加するひとつの方法となっております。

### ◆会員の種類と年会費（何口でも可）◆

個人会員 1口	500円
法人会員 1口 <small>（事業所・企業等）</small>	3,000円

## ～ 個人会費の基本的な仕組み ～



※例年7月を会員募集月間としていますが、今年度は新型コロナウイルスの感染拡大防止と皆さまの安全を配慮し、期間を11月13日まで延長して実施いたします。



社会福祉法人 鴻巣市社会福祉協議会

〒365-0062 鴻巣市箕田4211番地1（総合福祉センター内）

tel 048 (597) 2100 fax 048 (597) 2102